

公益財団法人世界こども財団

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人世界こども財団(以下「当財団」という。)が業務遂行のために支給する謝金等について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金の種別および支給額)

第2条 当財団の業務遂行のために必要な次の用務を依頼した職員以外の者に対し、その対価として記載の金額(源泉徴収税額控除後の額)を上限として謝金を支払うことができる。

- (1) 当財団の主催するイベント、セミナー等での講演
専門家：30,000円(1講演当たり上限)
学生、ボランティア：5,000円(1講演当たり上限)
- (2) 業務遂行のための専門的知識の供与
20,000円(1時間あたり上限)
- (3) 当財団の発行・刊行する資料・書籍等への原稿執筆
10,000円(A4日本語約 約1,200字あたり上限)
- (4) 当財団の発行・刊行する資料・書籍等および当財団が業務上必要とする情報の翻訳
10,000円(A4日本語約1,200字および外国語約500ワードあたり上限)
- (5) 業務遂行のための通訳業務
15,000円(1時間あたり上限)

2. 特段の事情により前項の規程によりがたい場合は、理事長が別に定めることができる。
3. 第1項に定める謝金とは別に、必要に応じて交通費及び宿泊費の実費を支給することができる。

(謝金等の支給方法)

第3条 前条の謝金及び交通費等は、現金での支給または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2. 謝金は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和5年3月1日から施行する。